

基山町農業委員会会議録

令和5年3月1日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	欠席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第5号議案	農地法第4条の規定による許可申請	1件
第6号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	25件
第7号議案	農地法に規定する農地に該当しない非農地判断について	1件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	3件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和5年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和5年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、2番委員と3番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第5号農地法第4条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号朗読

この件につきましては、申請者が農機具置場を建設するために、農地を転用するものです。申請理由は、自宅の農機具置場が手狭になったため、380㎡の田を転用し農機具置場の建設を計画したものです。

今回の申請地農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあって、良好な営農条件を備えた、第1種農地「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当し、許可区分については、農業用施設とするため、許可基準「第2の1の(1)のイの(イ)のcの(a)」に該当すると考えております。

場所は第1区麦尾集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号は、全員一致で許可します。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号朗読

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻15kgです。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

園部受託組合で受けられます。問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第6号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号2番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は2年です。賃借料は1筆あたり水稻20kgです。場所は、第2区柿の原集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

5人くらいで作付けされています。問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号3番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

借り手は認定農業者であり、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号3番について計画決定したいと思えますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号4番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、第1区亀の甲集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

手広く農業をされていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号5番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

手広く農業をされていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号5番について、全員一致で決定します。

次に、議案第6号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号6番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第5区高下集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

れんげをまかれます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 6 号 6 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 6 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 6 号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号 7 番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 6 区きやま P A 西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7 番委員

借り手は認定新規就農者であり、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 6 号 7 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 7 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 6 号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号 8 番朗読

この件につきましては、借り手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は 1 年です。場所は、基山町役場西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました、何か意見はありませんか。

5 番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 6 号 8 番について計画決定したいと思ひますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 8 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 6 号 9 番から 2 5 番については再設定ですので朗読は省略します。

議案第 6 号 9 番については、自身に関する案件となりますので、審議の途中退室をいたします。進行は副議長をお願いします。

議長退室

副議長

議長に代わりまして議事の進行を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号 9 番

9 番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。賃借料は 1 0 a あたり水稻 1 5 kg です。場所は、第 1 区正応寺集落付近にある圃場です。

副議長

只今事務局から説明がありました、何か意見はありませんか。

園部推進員

任期満了に伴う再設定ですが借り人は農地の管理をしっかりと行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われます。

副議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号9番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

副議長

議案第6号9番について、全員一致で決定します。
それでは、議事進行を議長に戻します。

議長入室

議長

議案第6号10番から25番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号10番から25番

10番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆あたり水稻30kgです。場所は、第1区鈴町集落付近にある圃場です。

11番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆あたり水稻30kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

12番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆あたり水稻120kgです。場所は、第3区真尻集落付近にある圃場です。

13番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆あたり12,200円です。場所は、第6区池ノ坂集落付近にある圃場です。

14番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆あたり10,000円です。場所は、第6区丸林集落付近にある圃場です。

15番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

16番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

17番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区鎌浦集落付近にある圃場です。

18番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

19番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

20番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

21番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、玉虫集落付近にある圃場です。

22番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第9区塚原集落付近にある圃場です。

23番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区下の原集落付近にある圃場です。

24番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区南谷集落付近にある圃場です。

25番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は7ヵ月です。場所は、第7区野口集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかりと行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第6号10番から25番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第6号10番から25番について、全員一致で決定します。次に、議案第7号農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地判断について申し出がありました。事務局から説明をお願いします。

事務局

現況写真を投影しますので、非農地の判断をお願いします。

非農地と判断された土地については、事務局より所有者へ農地に該当しない判断をしたので、農地台帳より除外する事及び法務局地目変更の登記手続きをお願いしますの旨の通知を発送します。

議 長

事務局より農地を投影しますので、確認し意見をお願いします。

5番委員

現地に行く道も狭く、周辺は山林なので非農地で良いと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

ないようでしたら議案第7号については、非農地と判断します。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第7号は、全員一致で決定します。

次に、報告第2号農地法第18条の規定による合意解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号1番

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出がありましたので令和5年2月22日付けで受理通知書を交付しています。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第2号1番を終わります。

次に、報告第2号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号2番

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出がありましたので令和5年2月22日付けで受理通知書を交付しています。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第2号2番を終わります。

次に、報告第2号3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号3番

この件につきましては、貸人の要望により解約の申し出がありましたので令和5年2月22日付けで受理通知書を交付しています。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第2号3番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和5年3月1日

署名人

議 長

委 員

委 員